

室町幕府と宗氏——応永六年の被虜人送還について——

伊 東 亜 希 子

はじめに

一五世紀前半に朝鮮国王による室町殿宛使節と室町殿による朝鮮国王宛使節の往来が頻繁にみられるようになる。これは、応永四年（一三九七）に大内義弘の使節派遣に対して朝鮮国王使として朴惇之が来日し、義弘の斡旋によって上京して足利義満と会見し、応永六年に義満が使節を朝鮮に派遣するとともに被虜人一〇〇余人を送還したことを嚆矢としてい⁽¹⁾る。

当時、日本各地の勢力によって朝鮮に送還された被虜人とは、倭寇によって日本に連れ去られてきた人々のことである。倭寇に苦しめられていた朝鮮にとって、被虜人の送還が日朝関係成立に際して大きな意味を持ったことは容易に推察されるが、日朝間に正式な外交関係が成立した応永六年の義満による送還を義満の下で実際には誰が行ったのかという点とはとりたてて問題とされたことはなく、当然大内氏が行ったと考えられてきたと思われる。

しかし、義満が被虜人を朝鮮に送還した際に実務を担ったのは大内氏ではなく、対馬の宗貞茂ではなかるうか。本稿の目的は、その点の検討を通じて朝鮮通交における宗氏と室町幕府の関係を見直すことにある。

一 「御かつてい」と呼ばれる交渉

対馬は朝鮮半島との交流を活発に行っていた地域であり、中世から近世にかけて宗氏が島の実権を握り、朝鮮と室町・江戸幕府の間を仲介していた。江戸時代に対馬藩ではしばしば藩中・島内の御判物改を行い、そのつど収集・参照された史料を編集して「御判物帳」「御判物控」「御判物写」などと称するものが作成されてきた。⁽²⁾ 次の史料は、「御判物控」中の一点で、宗貞茂が被虜人の送還に関係したことを示す。

史料一「御判物控」(五月七日宗貞茂書状)⁽³⁾

(京都) きやうとよりかうらい御かつていの御ふねつき候ニよて、上さまよりたうしんの事、おほせかふり候、こほり代
(官) くわん相ともに、けんもんかうけをきらわす、たう人の事、この月十日ゐせんニ、ことくくしるししんせられ候へ
(用捨) く候、尚々一人もようしやなきよし、せいもんをもて、ちうしんあるへく候、すこしもふさたニ候てハ、上の御
(浮沈) ふちん、われくしやうかいをうしなうへく候、そのふんあい心ゑ候て、さたあるへく候、
(生涯) (母) (沙汰)

恐々謹言、

五月七日

貞茂御判

(青見) あふみ二郎左衛門入道殿

田原左京亮殿

この史料は、中世の対馬や宗氏について精緻な研究を積み重ねてきた荒木和憲によってすでに解釈が試みられている。

まず荒木の解釈を参照しよう。

(冒頭部分は、) 京都から日本国王使船が対馬に到着したこと、そして幕府が貞茂に被虜人の搜索を命じていたことをしめしている。これをうけて、貞茂は郡代官の青見氏・俵氏に五月一〇日までに被虜人を搜索してその身柄を国王使にひきわたすように命じた。青見氏は(対馬) 仁位郡の大千尋藻代官、俵氏は与良郡の浅茅七浦代官としての徴証があるので、仁位郡と与良郡が搜索対象地域であったとみられる。とくに俵氏が管轄する浅茅湾岸地域には早田氏などの倭寇勢力が群集しており、多くの被虜人が抑留されていたと推測される。このとき、貞茂は被虜人の搜索を無沙汰にすれば「われわれしやうかいをしなう」ことになる懸念しており、幕府権力を畏怖していたことがわかる。それゆえ、貞茂は代官に「一人もようしやなきよし」の起請文を提出させ、徹底的な被虜人の搜索を実施したのである。⁽⁴⁾ () 内は筆者によるもの)

荒木の右の解釈を適宜参照しながら、改めて内容を検討していこう。まず「かうらい」であるが、朝鮮半島に政権を置いていた高麗という国は、宗貞茂の家督に在任していた期間はずで存在しない。代わりに朝鮮半島に存在したのは、朝鮮という国である。よって「かうらい」というのは、朝鮮半島に存在した朝鮮のことである。

次に「かうらい御かつていの御ふね」を荒木は「日本国王使船」と解釈した。「日本国王」≡室町殿が朝鮮に派遣した使者を乗せた船ということに異論はないが、荒木は「『かつてい』の語義については不明」として解釈を保留している。この「かつてい」についてのちに詳しく検討したい。

その「御ふね」が到着した場所であるが、文書の発給者である宗貞茂が対馬で実権を握っていた期間があること、また、文書の宛先の「あふミニ郎左衛門入道」と「田原左京亮」たちが、対馬の住人であることなどから、対馬であること

に疑問の余地はなからう。

「上さま」、「上」として二度出てくる存在を、荒木は躊躇なく幕府としている。結論的には賛成であるが、宗貞茂に命を下す存在としては少弐氏も一応検討する必要があるだろう。しかし、少弐氏は幕府配下の九州探題と対立していることが多く、表立って幕府に協力していたとは考えにくい。また、荒木によると、宗貞茂は少弐氏を「公方」と呼ぶ場合があったことを指摘している。⁽⁵⁾したがって、この「上さま」「上」は、幕府、その最高権力者のことと推測したい。

「たうしん」は漢字に直すと「唐人」で、本来は中国人のことである。日本から送還された者の中には朝鮮人と区別された「唐人」つまり中国人が存在した事例があるが、ここは倭寇によって対馬に連れ去られていた朝鮮人被虜人のことを指すのだろう。もちろん中国人と朝鮮人が混在していたことも考えられる。

「かつてい」を除けば、荒木の解釈にここまでさしたる問題はないが、「こほり代くわん」をめぐって多少異論がある。まず荒木は、「郡代官の青見氏・俵氏」と述べていて両氏を「こほり代くわん」そのものとみているが、彼らは「こほり代くわん」と「相ともに」報告を命じられているのであるから、「こほり代くわん」ではない。青見氏が仁位郡の大千尋藻代官、俵氏が与良郡の浅茅七浦代官であったことから考えると、両氏は「こほり代くわん」とともに、それぞれ仁位郡と与良郡で上意を共同で執行する存在であったということになる。

ついで荒木が、被虜人の搜索対象地域を仁位郡と与良郡の二郡に限定して考えているように思われることである。仁位郡と与良郡は、浅茅湾を南北から挟んでいる地域なので、対馬島内でも被虜人が多く存在した可能性は高いが、二郡の被虜人が「一人もようしやな」く注進を命じられる一方で、他の六郡が搜索・送還の対象から外されたと即断するのも躊躇される。対馬全八郡の被虜人が搜索対象となったと考えるほうが自然と思われるのであるが、七日付けの文書によって一〇日までの遵行が命じられているスケジュールの窮屈さを考えると、やはり限られた地域に限定して出された指令と考えるべきなのかもしれない。

最後の方に「上の御ふちん」とあるが、「ふちん」を漢字に直した語句は、「不沈」、「不珍」、「布陳・敷陳」、「浮沈」などがあり、ここでは「浮沈」と解釈するのが適当であろう。なぜなら、近世初頭に作られた日本語辞書である『日葡辞書』では「浮沈」の意味を「主君への不興・勘気」としている。⁽⁷⁾「少しでも(被虜人の搜索を)怠ることがあれば」と、命令が順調に執行されない場合のことを述べているので、「浮沈」つまり、室町幕府の最高権力者である上様の「勘気を蒙ること」を指すと考えられる。

最後に、「われく」(宗貞茂)が「しやうかいをうしなう」とあるが、これは「生涯を失う」で、「命をなくす」ことである。⁽⁸⁾室町幕府の命令が厳しいものであるという緊張感、あるいは何としてでも幕命に応えたいという宗貞茂の強い思いが現われているように感じられる。

以上、室町殿が朝鮮に派遣する使節を乗せた船が京都から対馬にやってきたこと、幕府はその便によって対馬で搜索させた被虜人を朝鮮に送還させようとしたことがわかる。この搜索と送還を担ったのは対馬で実権を握っていた宗貞茂で、室町幕府だけでなく宗貞茂にも被虜人の搜索・送還を通して朝鮮と通交関係を結ぼうという積極的な姿勢がうかがえよう。

さて、検討し残した「かつてい」について吟味しよう。「かつてい」は、現代仮名遣いに直すと「かつてい」または「がっつい」であると考えられる。辞典を参照すると、「活底(かつてい)」、「割剃(かつてい)」、「合体(がっつい)」などの語句が挙げられるが、ここでは「合体」のことであろうと推測する。中世に作成された『永祿二年本節用集』⁽¹⁰⁾を見ると、「合躰(かつてい)」と記されており、漢字で書くと「合体」のことを、室町時代には「がっつい」と音読したと考えられる。

しかし、中世では促音の「つ」の字を文章中に表記しないのが原則である。この原則に従うと、「合体」は「かてい」と書かれるはずである。その一方で、先の『永祿二年本節用集』での使用例に加えて、『南北朝遺文 九州編』⁽¹¹⁾所収の文

書を見ると、促音「つ」を表記しているものがまま見られる。これによると、約六〇年間で九例を拾うことができたので、それほど珍しいことはなさそうである。

まず、最も用例の多いのが、「よて（仍つて）」を「よんて」、「よつて」と表記したものである。これらのうち、「よんて」は一例で、促音の「つ」を使用した「よつて」は五例であった。ほかには、「おて（追つて）」、「きそく（急速）」と書かれるはずのものが、それぞれ「おつて」、「きつそく」というように促音の「つ」を使用していたものがあつた。またふつう「かせん」となるはずの「合戦」を、「かつせん」と書いたものがあり、「合」という字を「かつ」と書く場合があつたと推測される。

『南北朝遺文 九州編』以外に、参考として、『南北朝遺文 中国四国編¹²⁾』を参照してみた。ここでも最も多かつたのが、「よて」を「よんて」、「よつて」と表記したものであつた。これら促音の表記例は全四二例あるうちの三二例を占めている。「よつて」という言葉に関しては、九州でも中国四国地域においても促音の使用例が多い傾向にあり、また全体としてみると、中国四国地域は九州地域に比べて促音の使用例が多いことがわかつた。また、中国四国地域にも「合戦」を「かつせん」と表記した例が見られ、南北朝期には「合」という字を「かつ」と表記することがあつたことがわかる。よつて、「合体」が「かつてい」と表記されたと考えることは十分に可能であらう。

では、「合体」とはどのような意味なのであろうか。これは室町時代においては「対立関係にあるもの同士が、志を一つにして和合する」ことである。¹³⁾いくつか用例を見てみよう。『大徳寺文書』所収の「僧行寛契状」によると、若狭国名田庄内知見村をめぐつて、三条宰相中将家が別当典侍局を訴えたことによつて相論が始まり、最終的に両者は「止向後諍論、所奉合体也」とあるように和議に及び、別当典侍局側の行寛が契約状を書いた。¹⁴⁾南北朝、興福寺の一乗院と大乘院は喜多院の支配権をめぐつて抗争していた。大乘院の孝覚は「両門合鉢之儀」が本意であるとし、「武家依有申旨、聊属静謐畢」という内容を九条経教に宛てた文書中で述べている。¹⁵⁾さらに、足利尊氏・直義の抗争である観応の擾乱で、直義

は敵対していた高師直・師泰との戦いに勝利し、幕政に復帰して、甥である尊氏嫡子の義詮と一緒に政務をみる方向に決まった。『園太暦』観応二年四月四日条には、「凡親族内心猶不合体歟云々」とあり、直義が幕政に復帰したものの、義詮との関係にわだかまりがある状態がうかがえる。⁽¹⁶⁾一四世紀の後半、「きやうと」（室町幕府）と「かうらい」（当時は朝鮮）は必ずしも戦闘状態にあったわけではないが、友好関係にあったわけではない。そのような状態が交渉によって打開され、相互に通航することで合意が成立したこと、これが「かつてい」の内実であったと考える。「御かつてい」の「御」の字は、もちろん宗氏が幕府に対して敬意を表したものである。

以上、荒木の研究を参照しつつ、史料一の解釈を行った。室町幕府は対馬の被虜人を探索して送還することを宗貞茂に命じたのであるが、それは日朝間で「御かつてい」と呼ばれる合意が成立したことによるものであったと考えられるのである。

二 「御かつてい」の年次比定

本章で問題とするのは史料一の発給年次である。荒木和憲は次のように論じる。⁽¹⁷⁾

一、史料一の発給年は、発給者である宗貞茂が対馬宗氏の家督の地位にあつて対馬で実権を握っていた期間中である。それは、貞茂が対馬の実権を宗頼茂から奪った応永五年（一三九八）閏四月以後から、死去する応永二五年（一四一八）四月まで。この文書の日付は五月七日なので、応永二五年は考えられない。よって、年次は応永五年から応永二四年に絞られる。

二、応永五年から同二四年の間に室町幕府から朝鮮へ派遣された日本国王使（幕府の使節）は計一五回である。史料一の日付（五月七日）から推測して、このときの日本国王使は漢陽に向けて対馬を五月中に出発した。日本国王使が対馬

から朝鮮沿岸に位置する三浦に着岸するまでの日数、三浦で日本国王使が朝鮮側から接待を受ける日数、三浦から漢陽に上京するのに要する日数を『海東諸国紀』の「朝聘応接紀」より計算すれば、約五、六週間となる。よって、漢陽に六・七月に到着した日本国王使が、史料一の日本国王使である。

三、六・七月に漢陽に到着した日本国王使を『朝鮮王朝実録』中に探すと、一四〇四年（七月己巳）、一四〇五年（六月）、一四一四年（六月辛酉）の三つの場合がある。これらのうち、一四〇五年の日本国王使が「報擒賊」じている。つまり「倭寇を捕らえたことを朝鮮に報告した」のであるが、これは日本国王使が朝鮮への使行途中で倭寇を禁圧したことを示しており、史料一の記述と符合する。倭寇の捕縛と被虜人送還の密接な関係を考えれば、『朝鮮王朝実録』中に被虜人送還について明示されていなくとも、送還が行われた可能性はある。つまり、一四〇五年六月の『朝鮮王朝実録』の記事には被虜人の送還について明記されず、賊を捕らえたという報告があるのみであるが、被虜人の送還が行われたはずである。したがって、史料一は応永一二年（一四〇五）のものである。

右の荒木の議論のうち、一は問題あるまい。問題は二と三である。

まず、二に対して。荒木は、幕府が朝鮮に派遣した使節が、六・七月に朝鮮の首都に到着した場合のみ、史料一の内容と合致するとしている。荒木の述べるとおり、五月中に対馬を出発した幕府の使節が、一〜二日程度で朝鮮沿岸に着き、その使節が後に朝鮮の首都に到着して、朝鮮国王に謁見した日付で『朝鮮王朝実録』の記事が書かれたならば、六・七月頃の記事を参照すべきだという荒木の説に問題はない。しかし、使節が朝鮮沿岸部に到着したときに『朝鮮王朝実録』の記事が書かれた可能性はないのだろうか。このように考えると、六・七月の記事だけではなく、少し前の、五月頃の記事にも注目すべきであると思われる。

次いで三に対してであるが、日本国王使が「賊（倭寇）を捕らえて（朝鮮国王に）報告した」ことと、史料一が語る「室町幕府が被虜人を朝鮮に送還した」こととは、やはり違うことなのではなからうか。『朝鮮王朝実録』中には、被虜人

の送還を明記している記事が見られる。関周一の研究によると、日本から被虜人が直接朝鮮に送還された記事は、宗貞茂の家督在位期間中（一三九八—一四一八）では四八件にのぼる¹⁸。荒木が史料一の年次候補とすべきだったのは、被虜人送還について明記しているこれらの記事の年次である。

以上、荒木の議論を検討してきて得られた結果は、史料一の日本国王使としては五月に漢陽に到着したのも候補になりうるのではないか、被虜人の送還はやはり『朝鮮王朝実録』に明記されたのではないかということである。以上に加えて、史料一の「御かつてい」を日朝間の通交の合意の成立とするならば、注目されるのが『朝鮮王朝実録』の次の記事である。

史料二 『朝鮮王朝実録』（定宗元年（応永六年・一三九九年）五月一六日条）¹⁹

通信官朴惇之回^レ自^二日本^一、日本国大將軍遣^レ使来^三献方物^二、発^二還被虜男女百余人^一、上御^三正殿^二引見、命立^三四品班次^一行礼、大相国献^二綾一百匹、紗羅各五十四匹^一、大内殿義弘献^二鎧子一、長劍一^一、大相国母献^二刻木地藏堂主千仏圍繞一座、極精巧、絹十匹、胡椒十封^一、初、三島倭寇為^二我国患^一、幾五十年矣、歲戊寅、太上王命^二惇之一、使^三于日本^一、惇之受^レ命至^二日本^一、与^二大將軍^一謂曰、吾王命^レ臣曰、我中外軍官士卒每^レ請云、陸置^二鎮戍^一、海備^二戰艦^一、今我輩寄^二命矢石^一之間、憔悴劳苦、至^二於此極^一者、以^二三島倭寇之致^一然、臣等願^二大挙以討^三三島^一、則寇賊無^二遺類^一、而我国家無^二復患^一矣、寡人以^二軍官士卒之望^一、欲^二興^レ師討^レ罪、然大將軍久掌^二兵權^一、素有^二威望^一在^二乎三島之境^一、不^二敢潛師入境^一、故先遣^レ臣告^二于左右^一、且大將軍以^二兵甲之精^一、号令之嚴、豈不^レ能^レ制^二三島之賊^一、以雪^二隣国之恥^一、惟大將軍以^二為如何^一、大將軍欣然聞^レ命曰、我能制^レ之、即遣^レ兵討^レ之、与^レ賊戰六月未^レ克、大將軍令^二大内殿加^レ兵進^二攻之^一、賊棄^レ兵擲^レ甲、举^レ衆出降

右の冒頭部分には、「通信官朴惇之が日本から帰った。日本国大將軍（足利義滿）が遣使し、「方物」を朝鮮に献上し、被虜の男女一〇〇余人を朝鮮に送還した。朝鮮国王が使節と正殿で対面し、（使節が）四品の席次に立って行礼することを命じた」とある。これに続き、「大相国が綾を一〇〇匹、紗羅を各五〇匹、大内（義弘）殿が鎧子を一つと長剣を一つ、大相国の母が刻木地藏堂主千仏圍繞一座の極めて精巧なもの、絹を一〇匹、胡椒を一〇封献上」したこと、ついで朝鮮使節の朴惇之と義滿が京都で会見した内容となっている。朴惇之は、「三島倭寇」が朝鮮国内で問題となっており、倭寇を討伐しようとする動きが持ち上がっていたが、朝鮮は朴惇之を通じて、まず義滿の実力を頼んで彼に倭寇の禁圧を要請することにしたと述べている。そこで義滿は朴惇之に「私は倭寇を制することができる」と回答し、兵を派遣して賊を討伐し賊と戦った。しかし、その後になっても義滿はまだ倭寇との戦闘に勝たず、大内殿に命じて兵を加え進攻させた。大内殿との戦闘により賊は兵を放棄し、甲冑を捨て降服してきた。以上のような意味であろう。朴惇之が応永六年に日本から帰国した際の記事である。

史料の中で「大相国」と呼ばれているのも義滿で、⁽²⁰⁾「大相国母」は義滿の母である。「大内殿」は大内義弘のことで、義滿が南北朝合体を成立させる以前から従っており、この頃は重臣となっていたと考えられる。大内義弘はこれ以前にも朝鮮との通交を行っており、このときも朝鮮に使節を派遣し、朝鮮に品物を献上している。

朴惇之は応永五年六月から八月ころに京都に入り、一〇月に大内氏は九州探題を助けて探題に敵対する菊池氏・少弐氏と合戦した。「三島」地域を支配する少弐氏らを討伐するということは、朴惇之からすれば倭寇の鎮圧と理解され、大内氏もそのように朴惇之に説明したと考えられている。⁽²¹⁾ 実際には倭寇勢力への攻撃が行われていなくても行われたと朴惇之が認識した、また朴惇之が朝鮮にそのように報告した可能性がある。

被虜人送還の実務にあたったはずの宗貞茂の名前がさきの『朝鮮王朝実録』の記事に登場しないのは、その辺りに理由

があるのではなからうか。宗氏の名前は『朝鮮王朝実録』応永四年五月六日条に「日本国対馬島守護李（宗か）大卿」として登場するのが最初の事例と考えられる、⁽²²⁾ 応永六年七月以降は、宗貞茂の名前も記されるようになる。⁽²³⁾ したがって、五月の時点で宗氏の名前が記されても不思議はないが、対馬・杵岐・博多の「三島」を中心に住む「倭人」が倭寇活動の主体であるという認識が朝鮮側にはあるので、⁽²⁴⁾ 室町幕府が攻撃したはずの対馬を本拠地とする宗氏の関与を朴惇之が本国に伏せたからではなからうか。

以上のように、宗貞茂が行った史料一の被虜人送還は応永六年の朴惇之の朝鮮帰国に際してのものと考えるが、念のため、関論文を参照して貞茂が応永六年以降に行った被虜人送還の中に、史料一の送還として考えることができる事例がなにかどうかを検討してみよう。応永六年（一三九九）以後、貞茂の被虜人送還は一四〇一年四月、一四〇三年一〇月、一四〇五年一二月、一四〇七年三月、一四〇八年一月に行われたことが『朝鮮王朝実録』に示される。しかし、史料一の使節が五月に対馬を出発したことを考えると、これら応永六年以降の事例はいずれも使節の朝鮮帰着の時期が不適當である。また、これらの記事には、「御かつてい」の当事者である義満との関係が記されていない。よって、応永六年以降の被虜人送還事例には、応永六年の事例に優先して史料一とのつながりを考えるべきものはないと判断される。

応永六年、室町幕府と朝鮮との間に史料一という「御かつてい」が成立し、朴惇之の帰国に伴って被虜人が送還された。朴惇之を乗せた朝鮮への船は、義満と大内義弘の朝貢品を積載して宗貞茂のいる対馬に向い、貞茂が搜索させた被虜人を乗せて朝鮮に帰国したと考えられる。後に朝鮮から来日した使節の宋希璟の場合、朝鮮と京都間の往路は、対馬を経由し瀬戸内海を通過して京都に入り、復路はその逆をたどった。⁽²⁵⁾ このような経路は、朴惇之の帰国ルートがヒントになったのかもしれない。

三 応永六年前後の対馬

対馬の袖谷家は、中世から近世末まで対馬の宗氏に仕えた旧家で、一五世紀末から明治初年に至るまで、袖谷家の者が対馬や宗氏の歴史に関して多くの記録・聞き書き類を残している。『対秘録』は、宗義重（同書ではこれを宗家の始祖とする）から宗義成（家督在位一六一五～一六五七年）に至る三代の伝記で、袖谷家代々の聞き書き類をもとにして編纂されたとされ、現在慶応義塾大学図書館所蔵の『宗家記録 系伝草稿』第二冊に収められている²⁶。『対秘録』の中に、応永六年の「御かつてい」と関わると思われる史料がある。本章ではその史料の検討を行い、ここまでの主張を補強したい。

史料三 『対秘録』（『大日本史料』第七編之三十一） 四三七・四三八・四三九頁²⁷

（前略）宗家ノ一門ニハ嶋八郎左衛門尉平茂秀・其子越中守貞秀・中嶋伊勢守・仁位村兵庫正・中嶋藤助等也、ムホ
ンヲ起シ、貞茂公を打而对馬国ヲ治メントクハタツル、（途中略）尚茂公・貞茂公御父子ノ勢ニ小兒殿勢加テ、式百
余騎、応永九年五月一三日、壹州ニ御著岸、同七月八日ニ対馬国毘豆村ニ御著津、金剛院ニ軍立也、其時御供ノ面々
ハ、糸瀬八郎兵衛・国分又次郎・宗美濃守・小田宮内左衛門尉、各打立也、此事ヲ伝聞キ、国中ノ勢、豊崎西泊村ニ
寄合、高麗国ニ有レ之対馬勢百五十人、約条司ニ附有レ之者也、此三年異国ニ在、大半両国通用ヲ調処ニ、国中ノ兵
乱を伝へ聞キ、飛船ノ様子ニ驚、（途中略）其後、約条又破テ国中ノ異國へ乱取ニ行者、浦々津々ニ在リ、（後略）

応永八年（一四〇一）、対馬で宗氏一門の茂秀、貞秀らが謀反を起こし、貞茂を討つて対馬を治めようとした。この動

きに対して、少弐氏の加勢を得た宗貞茂は供の者たちとともに応永九年五月一三日に壱岐に渡り、その後同年七月八日に対馬に帰国した。貞茂の帰国を伝え聞いた国中の勢力は、豊崎西泊村に集まった。さらに高麗（当時は朝鮮）の「約条司」に「付」けられていた対馬の者たち一五〇人が国中の兵乱を伝え聞いた。彼らは「この三年」異国にあつてその大半は「両国の通用を調」えていた。内乱つまり対馬で起こった宗氏の内部抗争の後、「約条」がまた破れ、対馬には異国に乱取りに行く者が津々浦々に存在した。だいたい以上のようなことであろう。

ここにみえる「約条司」について詳しいことは不明であるが、約条司の業務が「両国の通用を調」えることとあり、他の箇所に「約条司 袖谷外記 橘ノ光則」という記述がみられるので、朝鮮に存在し日朝間の通交が円滑に行われるように交渉や実務を担当した日本側の出先機関と考えられよう。約条司に「付け」られたとは、その業務を遂行するための手足として配属されたことをいうのである。また、「この三年」とは、史料三が貞茂の帰国時点つまり応永九年七月の時点にたつて記されているので、応永六年から九年のことであると考えられる。

以上から、応永六年に対馬（あるいは日本）と朝鮮との間で約条が結ばれて平和な状態が三年間続き、約条司の配下に置かれた対馬の者たちの働きによって平和的な通交が維持・運営されていたということ、ところが対馬で抗争が起こると、それに伴って約条が破れ、異国に侵攻する倭寇的な存在が発生したことが知られる。日朝間に平和的な通交関係が生まれ、対馬の人間たちがそれに関わっていたのは、応永六年の朝鮮と室町幕府との「御かつてい」によるものと考えられよう。従来、応永六年から同九年にかけて宗氏は幕府と対立的であったとされてきた。²⁸しかし、「御かつてい」の際に宗貞茂が義満に協力し、その後の平和的な通交の継続に宗氏を含めた対馬の人間関わったと考えられるのである。

ただし、少し注意しておくべきことがある。それは、ここで依拠した『対秘録』がやや問題のある史料とされていることである。さきにもたように、『対秘録』では応永八年に起こった宗氏の内部抗争の首謀者として、宗家一門の茂秀・貞秀という人物を挙げている。しかし、実際の首謀者は宗賀茂と考えられている。長節子は次のように説明している。賀茂

の子は、対馬仁位郡主となり、以後仁位家として繁栄した。また、仁位家と宗氏本家とは、婚姻関係を結び、両家の血を引く貞国が島主（対馬の最高支配者）となったのを始めとして、貞国に続く島主は仁位家と血縁関係にあった。よって、賀茂の子孫や宗氏本家にとつて、応永八年に起こった抗争の謀反人を賀茂とするのは都合が悪く、賀茂より後の世代かつ傍系にずらして、茂秀や貞秀を謀反の首謀者としたとされる。『対秘録』の記事には、事件の経緯にも中世の史料とは様々なくいちがいが生じている。³⁰

しかし、史料三として提示した記述は、謀反の首謀者の名前の改ざんを除けば、なんらかの政治的な目的のためにすべてがねつ造された、あるいは大幅に事実がねじ曲げられて書き換えられたと疑われるようなものではなく、その大筋は信用しうるものだろう。少なくとも『対秘録』編纂当時の対馬には、応永六年を日朝間の通交の画期とする認識があったと考えられるのではなからうか。後世のものではあるが、史料三によつて史料一を応永六年に比定する結論は補強されたと考える。

おわりに

本稿では、応永四年から同六年にかけての外交交渉で日朝間に本格的な通交関係が成立したという研究を踏まえて、史料一の年次比定を行った。荒木和憲が解釈を保留した「御かつてい」の語義の解明、および被虜人送還の記事の検討などにより、応永六年のものとするのが妥当であるとの結論を得た。したがって、朝鮮通交における室町幕府と宗氏の関係は、応永六年に始まることになる。この時期の宗氏は少弐氏の配下にあつたので幕府とは対立的であるとされてきたが、再検討の余地があるだろう。

一方、大内義弘は応永五年に朝鮮使節の朴惇之と義満との対面を斡旋し、同六年五月に朴惇之の朝鮮帰国にあたって朝

鮮に使節を派遣したが、この年の末に義満に滅ぼされることになる。いわゆる応永の乱である。五月以前にすでに義弘と義満の関係が微妙なものになっていたとすれば、被虜人送還に宗貞茂が起用されたのは、義満が朝鮮への回路を確保しようとしたためだったのかもしれない。

註

- (1) 須田牧子「大内氏の対朝鮮関係の変遷」〔中世日朝関係と大内氏〕東京大学出版会、二〇一一年）五九頁
- (2) 長崎県史編纂委員会『長崎県史 史料編 第一』（吉川弘文館、一九六三年）
- (3) 「御判物控」五月七日付（東京大学史料編纂所編『大日本史料』第七編之三十一、東京大学出版会、二〇〇七年）三八三頁／本稿では史料名や史料中の漢字は原則として常用漢字に改め、文字の大きさは同じに揃えた。
- (4) 荒木和憲「宗貞茂の政治的動向と朝鮮通交」〔中世対馬領国と朝鮮〕山川出版社、二〇〇七年。初出は「対馬島主宗貞茂の政治的動向と朝鮮通交」という題で、『日本歴史』第六五三号、二〇〇二年、に所収）三一頁
- (5) 荒木和憲前掲註四 二五・二六頁
- (6) 日本国語大辞典 第二版 編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第二版 第十一卷』（小学館、二〇〇一年）「不沈」、「不珍」、「布陳・敷陳」、「浮沈」の項
- (7) 土井忠生・森田武・長南実「邦訳 日葡辞書」（岩波書店、一九八〇年）「まえがき」・Fuchm フチン（浮沈）の項
- (8) 日本国語大辞典 第二版 編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第二版 第七卷』（小学館、二〇〇一年）「生涯」の「しよがいを失う」の項
- (9) 日本国語大辞典 第二版 編集委員会・小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典 第二版 第三卷』（小学館、二〇〇一年）「活底」・「割剝」・「合体」の項
- (10) 中田祝夫・野沢勝夫「印度本節用集古本四種研究並びに総合索引 影印編」（勉誠社、一九七四年）
- (11) 瀬野精一郎編『南北朝遺文 九州編 第七卷』（東京堂出版、一九九二年）
- (12) 松岡久人『南北朝遺文 中国四国編 第六卷』（東京堂出版、一九九五年）
- (13) 室町時代語辞典編修委員会・代表者 土井忠生「時代別国語大辞典 室町時代編二」（三省堂、一九八九年）「がつてい（合体）・「がつたい（合体）」の項

- (14) 「三四二 僧行寛契状」貞和二年一月一九日付（東京帝国大学編纂・発行『大日本古文書 家わけ十七ノ二』一九四三年）
- (15) 安田次郎「中世の興福寺と大和」（山川出版社、二〇〇一年）二六九～二七五頁
- (16) 森茂暁『足利直義 兄尊氏との対立と理想国家構想』第三章第三節（角川学芸出版、二〇一五年）
- (17) 荒木和憲前掲註四 三一頁
- (18) 関周一「中世日朝海域史の研究」（第一章）（吉川弘文館、二〇〇二年）三四～三七頁
- (19) 『朝鮮王朝実録（李朝実録）』学習院東洋文化研究所（定宗元年（一三九九）五月乙酉条）
- 史料として取り上げる『朝鮮王朝実録』について、『Koreana』に掲載された『朝鮮王朝実録』の概要は次の通りである。
- 朝鮮が作成した『朝鮮王朝実録』は初代の朝鮮国王太祖から、最後の国王純宗まで二七人の記録が書かれ、それぞれの記録は国王が死去することに編纂された。しかし、日本による植民地時代には、それまでの実録の編纂機関がなくなり、朝鮮時代における実録の厳しい編纂基準に従って編纂されなかった。よって、この時期の高宗と純宗の実録は、実録としての価値が劣ると評価されている。『朝鮮王朝実録』には「社会・文化・経済・軍事・外交・風俗などに関する詳細な内容まで記録」されており、中国の明実録

と清実録には国の政策に関する事柄のみ記録されるのは、異なっているとす。さらに、朝鮮初期とは異なり朝鮮後期になるにつれて、実録の記事が政治的な内容に偏り多様性を失って記録の充実さが損なわれていった。そのため、曲筆に対する論争や支配層中心の記録にすぎないという評価もあるそうである（朴洪甲「『朝鮮王朝実録』の意義と編纂の方式」〔日本語版 Koreana〕韓国国際交流財団、Vol.15 No.3 秋号、二〇〇八年）。

私が史料一の根拠としたい『朝鮮王朝実録』の記事は、日本の年号にすると応永六年（一三九九）のものである。

一三九二年に建国された朝鮮にとっては、王朝初期の記録であると言えそうである。よって、まだ『朝鮮王朝実録』の内容が多岐に渡っており政治色に染まらない頃の記録で、史料として信頼できるのではないだろうか。本稿に掲載した『朝鮮王朝実録』の記事には句読点を付けたが、これは「九州大学朝鮮史学研究室 研究に役立つサイト」の中の「国史編纂委員会提供 朝鮮王朝実録のデジタルテキスト」を参照した。

- (20) 須田牧子前掲註一 五七頁
- (21) 須田牧子前掲註一
- (22) 対外関係史総合年表編集委員会『対外関係史総合年表』（吉川弘文館、一九九九年）
- (23) 荒木和憲前掲註四
- (24) 村井章介「第Ⅱ部 海域社会と境界人 第一章 倭寇

とはだれか——四——五世紀の朝鮮半島を中心に」(『日本
中世境界史論』岩波書店、二〇一三年)

(25) 宋希環著・村井章介校注『老松堂日本行録 朝鮮使節
の見た中世日本』(岩波書店、一九八七年)

(26) 長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館、一九八
七年)

(27) 「宗家記録」(東京大学史料編纂所編『大日本史料』第
七編之三十一、東京大学出版会、二〇〇七年) 四三七・四
三八・四三九頁

(28) 前掲註二七「宗家記録」四三八頁

(29) 長節子前掲註二六

(30) 長節子前掲註二六

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)